

甲府市結核健康診断費補助金交付要綱

平成31年4月1日

福 第 2 3 号

(目的)

第1 この要綱は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第60条第1項に基づき、結核健康診断事業に要する経費に対し補助金を交付することについて、甲府市補助金等交付規則（昭和38年規則第50号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(実施主体)

第2 本事業の実施主体は甲府市（甲府市保健所）とする。

(補助金交付の対象)

第3 本要綱による甲府市結核健康診断費補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者（以下「補助事業者」という。）は、法第58条の3の規定により、結核に係る定期の健康診断（以下「健康診断」という。）に要する費用を支弁する学校又は施設（国、都道府県又は市町村が設置する学校又は施設を除く。）の設置者とする。

(補助金の額)

第4 補助金の額は、次の各号に掲げる額を比較して最も少ない額に3分の2を乗じて得た額とする。

- (1) 別表の基準額欄に定める額
- (2) 別表の対象経費欄に定める経費の実支出額
- (3) 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額

(補助金交付の申請)

第5 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて市長が別に定める期日までに提出しなければならない。

- (1) (年度) 結核健康診断事業実施計画表
- (2) (年度) 結核健康診断費補助金経費所要額調
- (3) (年度) 歳入歳出予算書（関係分抄本）

(補助金交付の条件)

第6 補助金の交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業等に要する経費の各費目間の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い額の20%以内の変更を除く。）をする場合には、別紙様式により市長の承認を受けなければならない。

- (2) 補助事業の内容の変更（補助金の目的の達成に支障をきたさない計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わない軽微な変更を除く。）をする場合には、別紙様式により市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、別紙様式により市長の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合は、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業者は補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式による調書を作成し、これを補助事業完了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
- (6) 補助事業者は、補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、第5号様式により速やかに市長に報告しなければならない。
- (7) 市長は、前項の規定による報告があったときは、既に交付した補助金のうち消費税等仕入控除税額の全部または一部に相当する額について、その返還を命ずることができる。

（事業実施計画の変更）

第7 事業実施計画の内容の変更をする場合には、補助金変更交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期日までに提出しなければならない。

- (1) (年度) 結核健康診断事業実施計画表
- (2) (年度) 結核健康診断費補助金経費所要額調
- (3) (年度) 歳入歳出予算書（関係分抄本）

（事業の実績報告）

第8 事業が完了し、事業実績報告書を提出する場合には、次の各号に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期日までに提出しなければならない。

- (1) (年度) 結核健康診断費補助金精算額明細書
- (2) 収入及び支出精算書
- (3) (年度) 結核健康診断事業実施成績表
- (4) (年度) 歳入歳出決算（見込）書（関係分抄本）
- (5) その他市長が必要と認める証拠書類

（補助金交付の方法）

第9 補助金交付の方法は、精算払いとする。

（様式）

第10 次の各号に掲げる書類の様式は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 第5の補助金交付申請書 第1号様式
- (2) 第5の(1)及び第7の(1)の(年度) 結核健康診断事業実施計画表 第1号様式1

- (3) 第5の(2)の(年度) 結核健康診断費補助金経費所要額調
第1号様式2
- (4) 第5の(3)及び第7の(3)の(年度) 歳入歳出予算書
第1号様式3
- (5) 第6の(1)、(2)及び(3)の(年度) 結核健康診断の変更(中止・廃止)
承認申請書
第2号様式
- (6) 第6の(5)の補助金調書
別紙
- (7) 第6の(6)の仕入控除税額報告書
第5号様式
- (8) 第7の補助金変更交付申請書
第3号様式
- (9) 第7の(2)の(年度) 結核健康診断費補助金経費所要額調
第3号様式1
- (10) 第8の事業実績報告書
第4号様式
- (11) 第8の(1)の(年度) 結核健康診断費補助金精算額明細書
第2号様式1
- (12) 第8の(2)の収入精算書
第2号様式2
- (13) 第8の(2)の支出精算書
第2号様式3
- (14) 第8の(3)の(年度) 結核健康診断事業実施成績表
第2号様式4
- (15) 第8の(4)の(年度) 歳入歳出決算(見込)書
第2号様式5

附 則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年3月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は令和5年3月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表

基準額	対象経費
次に掲げる額の合計額	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2第1項の規定による健康診断のために必要な経費のうち、次に掲げるもの
(1) 454円×医療機関でレンズカメラにより間接撮影を受けた延べ人数	(1) 報酬
(2) 478円×医療機関で70mmミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ人数	(2) 賃金
(3) 506円×医療機関で100mmミラーカメラにより間接撮影を受けた	(3) 報償費

者の延べ人数 (4) 1, 767円×医療機関で直接撮影を受けた者の延べ人数 (5) 5, 170円×医療機関で喀痰検査を受けた者の延べ人数	(4) 需用費 (5) 役務費 (6) 委託料
--	-------------------------------